官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学九二）　一
〔官庁報告〕
基本測量関係事項公告（国土交通省）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一四
特殊法人等
弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　五〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　五七
会社その他
会社決算公告

その他告示

○文部科学省告示第九十二号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和八年六月八日

文部科学大臣　松本　洋平